市、兵庫県たつの市、兵庫県市川町、兵庫県福崎町、兵庫県上郡町、兵庫県香美町、兵庫県新温泉町、奈良県天理市、奈良県大淀町、和歌山県橋本市、和歌山県那智勝浦町、島根県松江市、広島県東広島市、山口県上関町、山口県田布施町、山口県平生町、徳島県阿南市、香川県三木町、愛媛県松山市、愛媛県四国中央市、高知県高知市、福岡県遠賀町、佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、長崎県西海市、熊本県山鹿市、熊本県宇土市、熊本県合志市、熊本県高森町、熊本県あさぎり町、宮崎県五ヶ瀬町	令和11年４月１日
宮城県仙台市、福島県会津若松市、千葉県千葉市、千葉県八千代市、東京都目黒区、東京都世田谷区、東京都中野区、東京都杉並区、東京都豊島区、東京都葛飾区、神奈川県茅ヶ崎市、新潟県新潟市、長野県松本市、静岡県袋井市、愛知県豊田市、愛知県東海市、愛知県三重県四日市市、三重県鈴鹿市、三重県木曽岬町、三重県東員町、三重県川越町、三重県大台町、三重県紀北町、三重県御浜町、京都府京都市、大阪府豊中市、大阪府吹田市、兵庫県神戸市、兵庫県伊丹市、兵庫県赤穂市、兵庫県川西市、和歌山県田辺市、島根県雲南市、岡山県岡山市、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県三豊市、香川県綾川町、福岡県北九州市	
北海道夕張市、北海道岩見沢市、岩手県盛岡市、岩手県奥州市、宮城県東松島市、宮城県加美町、福島県須賀川市、栃木県小山市、埼玉県さいたま市、埼玉県狭山市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、愛知県刈谷市、滋賀県日野町、滋賀県竜王町、滋賀県愛荘町、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府和泉市、兵庫県豊岡市、兵庫県三田市、兵庫県淡路市、鳥取県倉吉市、広島県府中町、熊本県熊本市、大分県別府市	令和12年４月１日
宮城県大河原町、宮城県村田町、秋田県秋田市、千葉県木更津市、神奈川県横浜市、石川県金沢市、静岡県沼津市、大阪府大阪市、大阪府池田市、鳥取県鳥取市、広島県広島市、山口県下関市	令和13年４月１日

○内閣府告示第十八号

災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第三条第一項の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（避難所及び応急仮設住宅の供与） **第二条**　法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。 一　避難所 ［イ・ロ　略］ ハ　避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、一人一日当たり三百七十円以内とすること。 ［ニ～ヘ　略］ 二　応急仮設住宅 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。 イ　建設型応急住宅 (1)　［略］ (2)　一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、七百二十五万九千円以内とすること。 (3)～(7)　略 ロ　［略］	（避難所及び応急仮設住宅の供与） **第二条**　法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。 一　避難所 ［イ・ロ　同上］ ハ　避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、一人一日当たり三百六十円以内とすること。 ［ニ～ヘ　同上］ 二　応急仮設住宅 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。 イ　建設型応急住宅 (1)　［同上］ (2)　一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、七百八万九千円以内とすること。 (3)～(7)　同上 ロ　［同上］